

様式第二号の十三（第八条の十七の二関係）

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和3年 6月 14日

寝屋川市長 様



住 所 寝屋川市豊里町31番1号

提出者

氏 名 サカエグラビヤ印刷株式会社

代表取締役 下田公博

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 072-828-5345

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事 業 場 の 名 称	サカエグラビヤ印刷株式会社
事 業 場 の 所 在 地	寝屋川市豊里町31番1号
計 画 期 間	令和3年4月1日～令和4年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

① 事 業 の 種 類	15 : 印刷・同関連業
② 事 業 の 規 模	製品出荷m数 : 2,270万m
③ 従 業 員 数	72人
④ 特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙のとおり

(日本産業規格 A列4番)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙のとおり

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状

【前年度（令和2年度）実績】

特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油（再生）	引火性廃油（燃料化）
排出量	152.32 t	12.42 t

(これまでに実施した取組)

- ・原材料、製造工程の詳細な見直し
- ・印刷現場での啓蒙と指導
- ・分別の徹底と法改正への早急な対応
- ・コロナ禍に対応する為、処理業者と連携を密にする

【目標】

特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油（再生）	引火性廃油（燃料化）
排出量	140 t	0 t

(今後実施する予定の取組)

- ・ウエスが減量化しにくい為、重点的に啓蒙する
- ・コロナ禍により、燃料化が難しくなったので他の対応をする
- ・更なる減量に努め、目標完全達成を実現する

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状

- (分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)
- ・引火性廃油を、溶剤再生用とそれ以外に分別して処理委託
 - ・廃ウエス、廃酸は個別で収集している

②計画

- (今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)
- ・現状維持

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状

引火性廃油（廃ウエス）	廃酸
22.35 t	1.96 t

②計画

引火性廃油（廃ウエス）	廃酸
35 t	5 t

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

		【前年度（令和2年度）実績】			
①現状	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油（再生）	引火性廃油（燃料化）		
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t		
(これまでに実施した取組)					
・特になし					
		【目標】			
②計画	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油（再生）	引火性廃油（燃料化）		
		自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t	
(今後実施する予定の取組)					
・特になし					

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

		【前年度（令和2年度）実績】			
①現状	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油（再生）	引火性廃油（燃料化）		
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t		
(これまでに実施した取組)					
・特になし					
		【目標】			
②計画	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油（再生）	引火性廃油（燃料化）		
		自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t	
(今後実施する予定の取組)					
・特になし					

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状

引火性廃油（廃ウエス）	廃酸
0 t	0 t

②計画

引火性廃油（廃ウエス）	廃酸
0 t	0 t

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状

引火性廃油（廃ウエス）	廃酸
0 t	0 t
0 t	0 t

②計画

引火性廃油（廃ウエス）	廃酸
0 t	0 t
0 t	0 t

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

		【前年度（令和2年度）実績】			
		特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油（再生）	引火性廃油（燃料化）	
①現状		自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t	
		(これまでに実施した取組)			
		・特になし			
		【目標】			
		特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油（再生）	引火性廃油（燃料化）	
②計画		自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t	
		(今後実施する予定の取組)			
		・特になし			

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

		【前年度（令和2年度）実績】			
		特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油（再生）	引火性廃油（燃料化）	
①現状		全処理委託量	152.32 t	12.42 t	
		優良認定処理業者への処理委託量	0 t	12.42 t	
		再生利用業者への処理委託量	152.32 t	12.42 t	
		認定熱回収業者への処理委託量	0 t	0 t	
		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	0 t	
		(これまでに実施した取組)			
		・引火性廃油は溶剤再生用と燃料化用に分別して処理委託。分別する事でそれぞれの減量目標を立てて減量化に取り組む。			
		・その他の特別管理産業廃棄物も個別に分別し、中和・無害化・焼却等の適正な処理を行っている。			
		・コロナ禍に対応する為、処理業者と連携を密にする。			

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

①現状

引火性廃油（廃ウエス）	廃酸
0 t	0 t

②計画

引火性廃油（廃ウエス）	廃酸
0 t	0 t

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状

引火性廃油（廃ウエス）	廃酸
22.35 t	1.96 t
22.35 t	1.96 t
0 t	0 t
0 t	0 t
0 t	0 t

②計画	【目標】				
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油（再生）	引火性廃油（燃料化）		
	全処理委託量	140 t	0 t		
	優良認定処理業者への処理委託量	0 t	0 t		
	再生利用業者への処理委託量	140 t	0 t		
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	0 t		
電子情報処理組織の使用に関する事項	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量				
	(今後実施する予定の取組) ・コロナ禍の為、燃料化が厳しくなったので他の方法をとる。 ・現状を維持し、各目標値が達成になる様に柔軟に対応していく。				
【前年度（令和2年度）実績】					
特別管理産業廃棄物排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)		189.05 t			
(今後実施する予定の取組) ・特別管理産業廃棄物については、電子マニフェストに完全移行。 ・普通産廃も電子マニフェストに、随時移行していく。					
※事務処理欄					

②計画

引火性廃油（廃ウエス）	廃酸
35 t	5 t
35 t	5 t
0 t	0 t
0 t	0 t
0 t	0 t

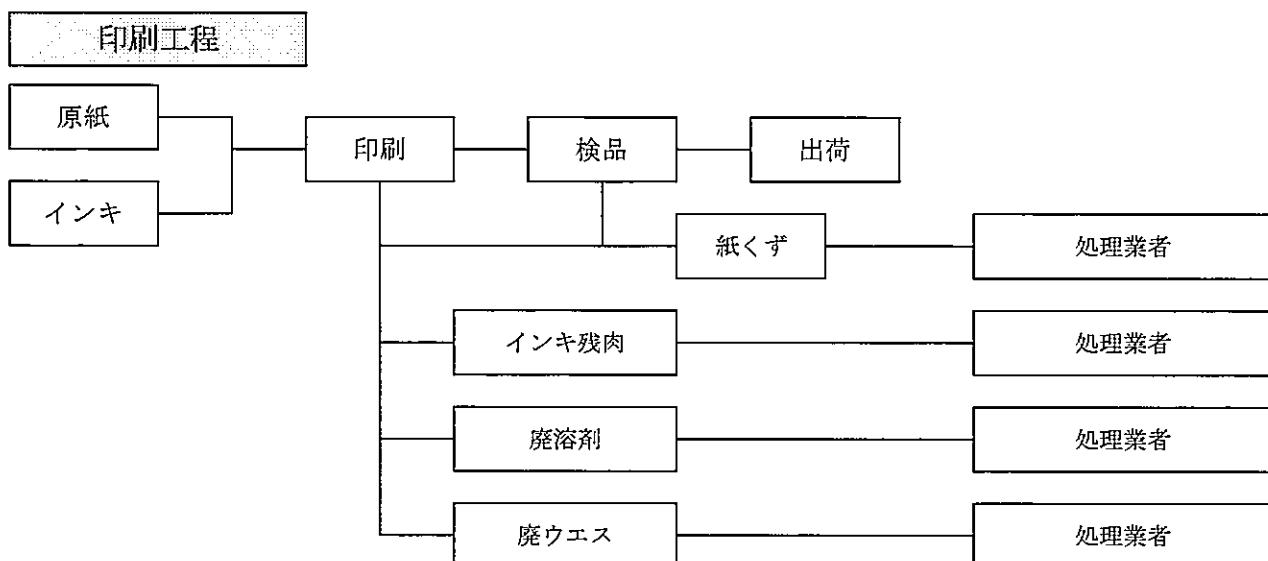
(第6面)

備考

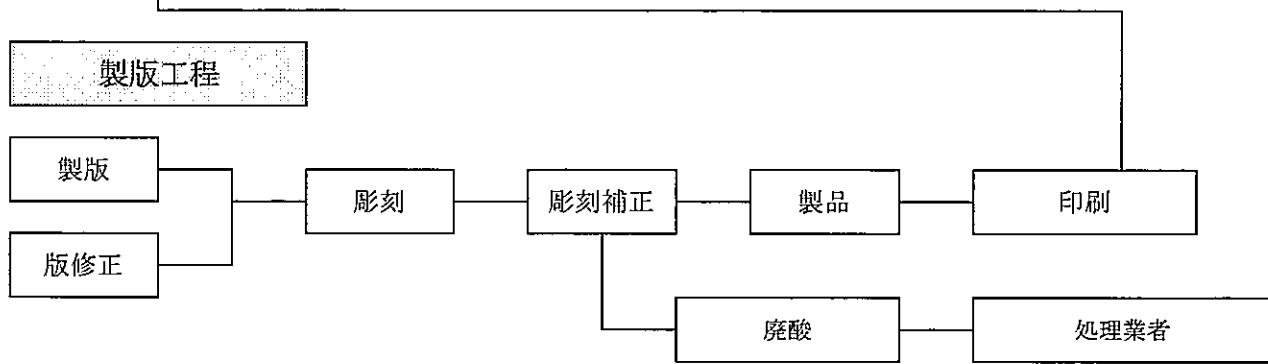
- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トンを超える者にあっては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

印刷・製版行程フローシート

(別紙1)



印刷工程へ



特別管理産業廃棄物

廃溶剤の成分 顔料・ウレタン樹脂・硬化剤 20~30%

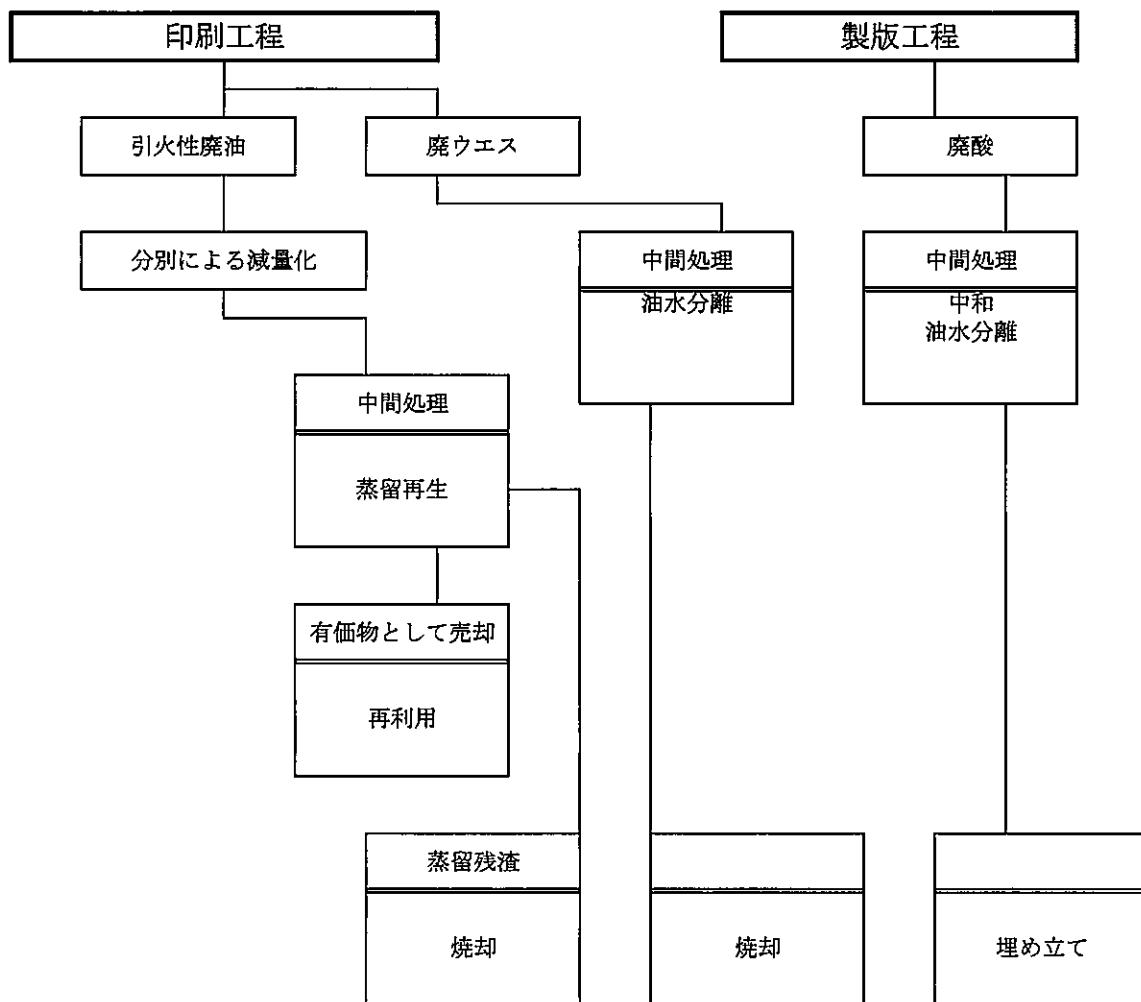
酢酸エステル類 70~80%

廃ウエス 上記と同じ

廃酸の成分 塩化第二鉄液

特別管理産業廃棄物処理工程フロー

(別紙2)



特別管理産業廃棄物の社内処理体制

(別紙3)

